

次期計画策定に係る検討事項案 (第1回推進委員会の内容を反映)

第1章 第5次佐倉市地域福祉計画

1 計画策定に当たって

- ・ 見えてきた課題について、行政と社協が中心となって取り組んでいく。
- ・ 相談体制を中心とした、課題解決の体制づくりが必要。
- ・ 災害弱者への対応の観点。
- ・ 新しいものを取り入れていくのは難しいこと。
- ・ 状況・意識が変化している。その変わってきている部分を計画の中に反映させていく。計画の基本的な考え方の中に、取り入れる。
- ・ 少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、介護、子育て、貧困、孤立など複雑化・多様化した福祉ニーズへの対応や、老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、8050問題など、これまでの福祉サービスだけでは解決できない複合的な課題への対応が求められている。
- ・ 令和3年4月施行の改正社会福祉法で、国及び地方公共団体の責務である地域福祉の推進のための措置として、包括的な支援体制の整備が明示された。
- ・ 本市では、第5次佐倉市総合計画の各施策分野にSDGsの目指す17のゴールを関連づけることにより、SDGsの達成に向けた取組みを一体的に推進している。本計画においては、特に以下に掲げるSDGsの9つの目標達成に寄与することが期待される。

【第5次佐倉市総合計画「地域福祉」の項に記載しているゴール】

1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに

生活困窮世帯やひとり親世帯等、経済的に困窮している世帯への支援の実施

10 人や国の不平等をなくそう

平等な社会参画のための支援と多文化共生社会実現のための支援の実施

【その他のゴール】

3 すべての人に健康と福祉を

すべての人が健康的な生活を確保するための医療・福祉体制の整備

4 質の高い教育をみんなに

すべての人が生涯を通じて質の高い教育を受けられる環境を整備し、生きる力を育む

5 ジェンダー平等を実現しよう

性別等に関わらず、誰もが地域社会に参画できる環境の整備

1 1 住み続けられるまちづくりを

支えあい、助け合いの促進、防災・防犯等の充実を通じた安全で安心して暮らせる地域の実現

1 6 平和と公正をすべての人に

差別の解消や虐待の防止等を通じたすべての人への人権の保障

1 7 パートナーシップで目標を達成しよう

行政・地域・関係機関等の連携を通じた包括的な支援体制の構築

2 計画の位置づけ

- ・ 現計画と同様に、地域共生社会の実現に向けて、第5次佐倉市総合計画や高齢者福祉・介護計画など、他の個別計画との整合及び市社協の地域福祉活動計画との連携を図り、分野横断的・一体的に地域福祉の推進を図る。
- ・ 福祉分野の基盤計画として、市の福祉施策の理念を示すものという位置付けを再確認する。

3 計画の期間

第5次佐倉市総合計画の中期基本計画との整合を図るため、令和6年度から令和9年度までの4年計画とする。

第2章 計画の現状・社会情勢

1 コロナ禍で見えてきたもの

【活動自粛に関すること】

- ・ コロナ禍の3年間は、地域福祉の領域において非常に大きな期間。推進から自粛・中止へと、全く逆の判断をせざるを得なかった。
- ・ 一昔前のような地域の繋がりは難しい。
- ・ 高齢者のフレイルや認知の低下、障害者の交流の機会の減少、親以外の者との子どもの交流の減少など感染症拡大の長期化に伴う日常生活のリズムの低下（長期にわたる自粛生活に伴う高齢者、障害者、子どもたちへの影響）。
- ・ かろうじて生活できていた世帯の不安定な状態、親族の手助けが不可欠だった子育て家庭など経済的困窮世帯等の増加。
- ・ 経済の不活性化による、生活困窮の深刻化。
- ・ 地域活動の停止による活動者のモチベーション低下、地域との関わり方等ノウハウの継承の断絶、町内会等の交流行事の停止に伴う地縁関係や一体感の希薄化などボランティア活動の自粛、感染症や医療・福祉サービス従事者等に対する差別や偏見等（地域活動の担い手への影響）。

【情報格差に関すること】

- ・ 日常的に人との関わりがない人たちの存在が表面化（孤独・孤立）。
- ・ 情報格差への対応（デジタル世代間格差、外国人の言葉の課題）。
- ・ ただし、コロナ禍を必ずしもマイナスに捉える必要はない。Z o o m会議などの新たな繋がり方で、これまで集まりづらいとされてきた方がずっと繋がれる機会となるなど、コロナを経験したからこそ、これからの地域活動を改めて考えることができている。
- ・ 非常時の災害情報を迅速に伝える体制の整備及び具体の避難誘導の方法について整備する必要性。

2 第4次佐倉市地域福祉計画の取組と課題、今後の方向性

- ・ コロナ禍の3年間で、行政、社協、地域、防犯防災、福祉関係と、事業が軒並み縮小・中止なる一方、障害の有無等を問わず、誰でも参加できるようなことを考える機会ともなった。地域福祉計画においても、全く前と同じではなく、誰でも無理なくできるような方向に変えたほうがよいのではないか。
- ・ 民生委員・児童委員、ボランティア、特に自治会といった地域資源が揺らいでいる。全国的に自治会の加入率が低下し、役員のなり手がいない。
- ・ ボランティア団体の高齢化が、活動の停止に直結している。
- ・ ボランティアは、「できることを、できる人が、できるだけやる」というのが、地域福祉活動の全てに通じる基本的な発想。
- ・ 時代に即したボランティアが求められている。子ども食堂を開設するための講座には、若い人が集まってくる。
- ・ ボランティアには目標を持ってもらい、どのように活動していくかを考えてもらうこと。
- ・ 制度に結びついていない人たちを救えるような体制づくりが求められる。
- ・ 市社協の地域福祉コーディネーター事業では、地域で眠っている相談をアウトリーチで拾い上げる。出てきた課題を地域住民による助け合い活動にもつなげ、包括的に解決に結びつけるように取り組む。これは市の次期計画の新しい目標にも合致する。
- ・ 市社協は、事業活動を再始動し、活動も意識もコロナ以前の状態に戻していきたいという思いを強く持っている。
- ・ 市の地域福祉計画と期間を合わせた市社協の次期地域福祉活動計画は、市の計画における理念を実践するものとしての位置づけで策定。
- ・ 普段からの近所のつながりや、困難を抱えた人の把握が、地域福祉においては有効。しかし、そうした関係が好まれない現状や、個人情報に対する関係者の過剰な配慮といった要因から、実現に支障をきたしている。非常時の個人情報の扱いを整理していく必要がある。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

- ・ 基本理念自体は、現計画を継承したい。
- ・ これからの地域活動をどうしていくのか改めて考え、発想していく必要がある。
- ・ 状況・意識の変化、それに対する対処。

2 基本目標（地域共生社会の実現に向けて）

- ・ 基本目標自体は、現計画の1～4を継承した上で、5を加えることとしたい。
- ・ 「できることをできる人ができるだけやる」ことが地域福祉活動の基本。
- ・ 固定概念にとらわれず、今の時代の福祉活動の流れに沿って考える。

第4章 取組の方向性

1 基本目標1 各福祉分野の取組を進め、連携を強化します

- ・ 相談支援関係に加え、災害弱者に関する記載も検討（要支援者名簿、個別避難計画）。

2 基本目標2 福祉サービスの利用を促進します

- ・ 引き続き周知を図る。
- ・ 困窮した一人暮らしの高齢者 → 民生委員と自治会、社協が協力し、生活保護や介護サービスにつないだ例
- ・ ひきこもりの単身者 → 自治会と社協、行政の協力で、生活保護や障害者サービスにつないだ例。

3 基本目標3 地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を促進します

- ・ コロナ禍でも動きを止めなかった子ども食堂は、ボランティアのトレンドとなっている。
- ・ 子ども食堂（地域食堂）は、困窮者に限らず、誰もがつながり合える地域の居場所。地域にそうした場所がたくさんできて、世代を超えてお互いがつながり合えるようになっていくことが大事。

4 基本目標4 住民参加をさらに促進し、充実します

- ・ 時代に即したボランティアが求められている。「できることを、できる人が、できるだけやる」という基本に立ち返り、何を呼びかけるべきかをしっかりと考えながら取り組んでいく。

5 基本目標5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備します（新規・社会福祉法の計画記載事項）

- ・ 佐倉市としては、総合窓口の設置ではなく、既存の各相談機関相互、また各種地域資源との連携を強化していく方向性。
- ・ 高齢者、障害、生活困窮など、各分野の中での連携は進む一方、分野間の連携にはまだ足りないところがあるのではないか。こぼれ落ちる人がいないような連携のあり方を考えていくことが必要。

6 計画の進行管理

- ・ 基本目標を掲げても、明確なビジョンや、それぞれの役割・責任が明示されない限り、達成度が確認できない。「見える化」が必要。
- ・ ただし、地域福祉計画は理念に特化した基盤計画の位置づけのため、計画においてどこまで記載できるか要検討。クロス集計？

資料編

資料1 「第4次佐倉市地域福祉計画のまとめ」（※地域福祉フォーラムを中心に）

資料2 策定経過

資料3 計画の関連法令

資料4 佐倉市地域福祉計画推進委員会設置要綱

資料5 佐倉市地域福祉計画推進委員会名簿